



# 満三歳以上限定小規模保育事業について

---

## 1 満三歳以上限定小規模保育事業創設の背景

- ・「小規模保育事業」とは、19人以下の利用定員で、0～2歳のこどもを対象に保育を行う事業だが、保育の体制整備の状況その他の地域の事情を勘案して、3～5歳児を受け入れることも可能とされている
- ・令和7年4月25日に公布された児童福祉法等の一部を改正する法律（令和8年4月1日施行）に基づき、こどもの保育の選択肢を広げる観点から、3～5歳児のみを対象とした小規模保育事業の実施が可能となった
- ・これまでの小規模保育事業は、満三歳未満等小規模保育事業へと変更となった

## 2 満三歳以上限定小規模保育事業所の設置について

2号認定こどもの受入れ先は、市内全域で充足していることから、満三歳以上限定小規模保育事業所における2号認定こどもの受入れ体制の整備は、現状は不要と考えます。